

雇用形態の多様化とワークルールに関する調査研究

[研究メンバー]

主査	山口浩一郎	放送大学教授
	大内伸哉	神戸大学教授
	藤原稔弘	関西大学助教授
	川田琢之	筑波大学助教授
	櫻庭涼子	神戸大学助教授
	原 昌澄	成蹊大学専任講師
	中山慈夫	弁護士/中山慈夫法律事務所
	橋本卓也	社会保険労務士/橋本経営労務管理事務所
	松永裕彦	連合労働調整室長
研究員	内野 亘	社会経済生産性本部主任研究員
	綱藤 正	社会経済生産性本部主任研究員
	増田 徹	社会経済生産性本部研究員

[報告書目次]

- 第 1 章 序章
- 第 2 章 就業規則の実態調査と分析
 - 第 1 節 就業規則実態調査の概略
 - 第 2 節 分析結果
 - 1. 「総則」規定
 - 2. 「採用」規定
 - 3. 「賃金・賞与・退職金」規定
 - 4. 「労働時間・休日・休憩」規定
 - 5. 「休暇・休業」規定
 - 6. 「休職」規定
 - 7. 「人事」規定
 - 8. 「安全衛生」規定
 - 9. 「退職」規定
- 第 3 章 分析結果のまとめ

[内容要旨]

非正規労働者が増加し、基幹的、恒常的労働力としての役割を担いつつあるなか、非正規労働者のワークルールを整備することは、企業の生産性向上や紛争防止の視点から、不可欠である。

本調査研究では、こうした観点から今後雇用管理上必要となるワークルールの整備に向け、就業規則の実状や抱える課題を明確にし、望ましき就業規則の要件は何かを検討することとした。

主な業種の主要企業の就業規則を10社15サンプルを収集し、規定内容の特徴点や傾向について、非正社員の就業規則がどのように規定されているか、規定事項の範囲が正社員を対象とする就業規則とどのように違うのかを明らかにし、次に正社員就業規則と非正社員就業規則において共通に規定されている事項について、内容面での共通点、相違点があるかを明らかにしている。

その結果、次のようにとりまとめられた。

1. 非正社員の場合、賃金、労働時間という基本的な労働条件においては、就業規則による集約的、画一的な処理ではなく、個別の労働契約による決定にゆだねられているのが一般的であった。とくに労働時間については個別決定により決められていることが多い。一方賃金については、非正社員の賃金構造は正社員に比べ、シンプルな形式になっており手当の種類も少ない。また、非正社員の給与はほとんどが時間給であり、基本給額が個別に決定されるようになっている点が顕著である。
2. 所定外労働、法定外労働、休日労働に関する規定、変形労働時間制に関する規定、配転に関する規定等、企業にとり弾力的な利用が可能となるような就業規則上の制度的整備が、非正社員にも行われていることが明らかになった。
3. 正社員と異なり、非正社員に関しては長期雇用を予定していないことによる正社員との処遇の相違があることも明らかになった。例えば、採用手続きが正社員よりも簡素であることや、試用に関する規定を設けている例が少ないこと、出向制度や休職制度も非正社員には設けられない傾向がある。また、懲戒解雇以外の処分がそれほど充実していないことも見受けられる（非正社員には「雇止め」で対応するため）。
4. 退職金規定、法定外休暇や休業に関する貧弱な規定等、長期勤続を奨励するような福利厚生関連の規定が、正社員と比較し非正社員に対して充実していないことも指摘できる。
5. 服務規律など服務に関するルールは、当該会社で働く者全員に適応されるものなので、正社員と非正社員とでの格差はほとんど認められなかった。